

薩摩川内市消防局借上型下甑分駐所職員待機宿舍整備基準

平成30年4月1日

(適用の範囲)

第1条 薩摩川内市消防局借上型下甑分駐所職員待機宿舍（以下「借上型下甑分駐所職員待機宿舍」という。）の整備は、薩摩川内市一般住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第284号。以下「条例」という。）、薩摩川内市消防局借上型下甑分駐所職員待機宿舍制度要綱（平成30年4月1日施行。以下「要綱」という。）及び薩摩川内市消防局借上型下甑分駐所職員待機宿舍制度実施要領（平成30年4月1日施行。以下「要領」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところに従い行わなければならない。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、条例、要綱及び要領の例による。

(基本的要件)

第3条 借上型下甑分駐所職員待機宿舍は、原則18年間管理することに適した住宅でなければならない。

(関係法令の遵守)

第4条 借上型下甑分駐所職員待機宿舍の敷地、構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合したものでなければならない。

(整備基準)

第5条 借上型下甑分駐所職員待機宿舍の敷地、構造及び設備は、別表及び募集要領に定めるところによらなければならない。ただし、同等以上の提案を妨げるものではない。

(その他)

第6条 この基準の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表

設計仕様等（建築）

基本事項	階数・構造	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は、1とすること。 ・構造は、木造とすること。
	間取り	<ul style="list-style-type: none"> ・3DKまたは2LDKとすること。
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・段差を設けないこと。（玄関部分の段差を除く）
	省エネ・断熱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）の等級3に適合すること。
	住戸の熱源等	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯は、ガスとすること。 ・電力は、九州電力とすること。 ・水道は、募集要領による。 ・汚水処理方式は、募集要領による。
	敷地境界	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の着工前測量を行い、ブロック積もしくは境界標、石標を設置すること。（永久的に動かないように設置すること）
	雨水の処理等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の雨水は、公共雨水排水設備に接続すること。 ・敷地は、雨水処理等に支障のない高さまで盛土等を行うこと。
	天井高	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の天井高は2.3m以上とすること。
	メンテナンスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・設備配管等の状況に応じた床点検口、天井点検口を設けること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了から入居まで30日以上ある場合は、畳の搬入を入居直前に行うこと。
共用部分	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・各住戸1台分以上の駐車スペースを確保すること。 ・駐車スペースは、砕石敷きその他ぬかるみとならない構造とすること。
	安全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜設けること。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に側溝を設ける場合は、蓋付きとすること。 ・敷地境界には、適宜フェンス等を設けること。
専用部分	玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・内法で有効幅1,200mm以上とすること。 ・居室との間に扉を設ける場合は、内法で奥行き1,500mm以上とすること。 ・住戸の錠はピッキングが困難な構造とすること。 ・ドアスコープを設置すること。 ・郵便ポストを設置すること。（玄関建具に組み込まれているものでも可）
	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・LDKは、収納部を除き18.0㎡以上とすること。 ・LDK以外の居室は、収納部を除き9.0㎡以上とすること。 ・エアコンを設置する為の下地材及び配管用スリーブを設置すること。 <p>※1部屋は和室とすること。</p>
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・他の室と兼ねないこと。 ・ユニットバス1216型以上とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・天井高は、2, 100mm以上とすること。 ・入口に段差を設けないこと。 ・出入口は、緊急時に外部から開放できる構造とすること。
洗面・洗濯・ 脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・他の室と兼ねないこと。 ・洗面台は、高さ750mm程度とすること。 ・洗面器部分は陶器製とし、幅600mmのキャビネット型とすること。 ・広さは、2.0㎡以上とすること。
台所	<ul style="list-style-type: none"> ・流し台は、L=1,200mm以上、H=850mm、ステンレスシンクとすること。 ・コンロ台は、L=600mm以上、H=750mm、天板・バックガードステンレス、換気フード付きとすること。 ・吊り戸棚は、L=1,200mm以上、H=600mm以上とすること。 ・流し台、コンロ台、吊り戸棚の表面仕上げはポリ合板とすること。(BL製品であるか否かは問わない) ・流し台から背面の壁までの内法の有効幅は、1,200mm以上とすること。 <p>※ガスコンロ、電磁調理器等の調理器具は入居者対応とする。</p>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・他の室と兼ねないこと。 ・出入口は、緊急時に外部から開放できる構造とすること。
収納・物入	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸内の収納率は、居室の容積の9%以上とすること。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関及びトイレに手すりを設置すること。 ・浴室の出入り、浴槽の出入り及び浴槽の立ち座りのための手すりを設置すること。 ・手すりの径は35mm程度とすること。
物置	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸2.5～3.0㎡の物置を設け、外部からの利用に配慮すること。
テラス	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスを設置し、耐久性のある物干し金物を配置すること。

設計仕様等（電気設備）

共通	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・スイッチの高さはFL+芯1, 000mmとし、ワイドタイプを採用すること。 ・コンセントの高さはFL+芯400mmとすること。
幹線設備	引込容量	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線は、九州電力と協議のうえ、建物まで架空で引き込むこと。 ・各住戸への配線は、電灯用単相三線式200/100Vとし、各住戸最大50Aまで対応できるものとする。
電灯設備	屋内	<ul style="list-style-type: none"> ・各居室は、引掛シーリングのみ設置すること。 ・台所手元灯、玄関（内外）、浴室、トイレ、洗面・洗濯・脱衣室、洗面台上部灯及び廊下は、照明器具を設置すること。 ・照明器具の種別等は提案によることとするが、各室の照度は「JIS照度基準Z9110-1079」を参考にすること。
	屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の夜間保安用として外灯（ポーチ灯）を設置し、電源は各戸から供給すること。
コンセント設備	設置箇所及び設置個数	<ul style="list-style-type: none"> ・各居室に、コンセント2口用2カ所、エアコン用コンセント1カ所を設置すること。 ・台所に、冷蔵庫・電子レンジ用2口1カ所、換気扇用1口1カ所（レンジフード内）、ガス漏れ警報機用1口1カ所、IH調理器用1口1カ所（200V）、予備用2口1カ所を設置すること。 ・トイレに、コンセント1口1カ所を設置すること。 ・洗面・洗濯・脱衣室に、洗面台裏部にコンセント1口1カ所、洗濯機・乾燥機用コンセント2口1カ所を設置すること。 ・エアコン、冷蔵庫・電子レンジ用、トイレ、洗濯機・乾燥機用の電源は、接地付きとすること。 ・汚水処理方式が合併処理浄化槽の場合は、合併浄化槽を設置する付近の建物壁にブロー用コンセント（防水型）2口1カ所を設置すること。
呼出設備		<ul style="list-style-type: none"> ・玄関チャイムを設置すること。
電話配管	引込配線	<ul style="list-style-type: none"> ・引き込みは、建物まで架空で引き込むこと。 ・電話用端子は、各住戸1カ所以上設置し、配線まで行うこと。 ・予備配管（1本）を設けること。
テレビ受信設備	配線	<ul style="list-style-type: none"> ・引き込みは、募集要領による。 ・配線は、各戸テレビユニット端子までとすること。 ・BSは、予備配管のみとすること。
	ユニット設置箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・居間、寝室に設置すること。
防災無線設備	設置・配管	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機を居間に設置し、外部からのケーブル引込用の予備配線をした配管を設けること。 ・受信機を取り付ける部分に、コンセント1口1カ所を設けること。
消防設備	住宅用火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法及び関係法令に適合すること。 ・火災警報器は100V電源使用の光電式スポット型感知器（連動型）とし、設置は寝室となり得る室に設置すること。

設計仕様等（機械設備）

共通	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・台所、洗面台の混合栓はシングルレバー方式とすること。 ・浴室の混合栓はサーモ付き（シャワー兼用）とすること。
衛生設備	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・洋風大便器（床下排水）、節水防露型ロータンク方式とすること。
給水設備	屋外給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸に量水器を設置すること。
	屋内給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・台所、洗面台、洗濯機、浴室、トイレ及び外部水栓へ供給すること。
排水設備	排水系統	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水と雑排水は屋内では別系統とすること。
給湯設備	給湯箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・台所、洗面台、浴室（シャワー兼用）の3カ所とすること。
	給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸にガス給湯器（壁掛け型）を設置すること。
換気設備	住戸内の換気	<ul style="list-style-type: none"> ・シックハウス対策については、トイレの換気扇を併用した第3種換気で計画すること。 ・洗面・洗濯・脱衣室、浴室、台所に換気扇を設置すること。 ・台所の換気は局所排気とすること。 ・換気扇、給気口及び排気口等は、外部にステンレスフード（防虫網付）等を設けること。

標準仕上等

	部 位	仕 上	その他	
外部	屋根	セメント瓦葺き (V P 塗装)		
	外壁	防火サイディングの上複層仕上塗材、又は化粧防火サイディング		
	テラス	アルミ躯体にポリカ板貼		
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミサッシ (枠見込 70mm 以上) <li style="padding-left: 20px;">耐風圧性 S-2 <li style="padding-left: 20px;">気密性 A-3 <li style="padding-left: 20px;">水密性 W-3 <li style="padding-left: 20px;">表面処理 外部 B-1 <li style="padding-left: 40px;"> 内部 C-1 ・部位によっては強化ガラス等、または雨戸及び面格子を設けること。 ・金物は部位にあったものを使用すること。 ・網戸の防虫網は合成樹脂製とし、取付けのためのレールはアルミサッシ枠と一体として設けること。 		
内部	玄関	床	下地コンクリート 磁器質 100角タイル貼	手すり
		壁	下地プラスターボード厚 12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚 9.5mm ビニールクロス貼	
	廊下・ホール	床	化粧単層フローリングボード厚 15mm	
		壁	下地プラスターボード厚 12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚 9.5mm ビニールクロス貼	
	居間	床	化粧単層フローリングボード厚 15mm	カーテンレール (ダブル)
		壁	下地プラスターボード厚 12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚 9.5mm ビニールクロス貼	
	寝室 (和室)	床	畳敷込み厚 55mm	カーテンレール (ダブル)
		壁	下地プラスターボード厚 12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚 9.5mm ビニールクロス貼	
	台所	床	化粧単層フローリングボード厚 15mm	
		壁	流し台、コンロ台廻りについては、化粧不燃パネル又はタイル貼	
		天井	化粧プラスターボード厚 9.5mm	
	トイレ	床	化粧単層フローリングボード厚 15mm	手すり タオル掛け ペーパーホルダー
		壁	下地プラスターボード厚 12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚 9.5mm ビニールクロス貼	
	浴室		ユニットバスの仕様による	手すり
	洗面・洗濯・脱衣室	床	化粧単層フローリングボード厚 15mm	
		壁	下地プラスターボード厚 12.5mm ビニールクロス貼	
天井		下地プラスターボード厚 12.5mm ビニールクロス貼		
物入	床	ラワン合板厚 12mm	中段・枕棚	
	壁	ラワン合板厚 5.5mm		
	天井	ラワン合板厚 3mm		

<p>建具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木製フラッシュ戸（浴室ユニットバス引戸を除く）は建具見込厚33mm以上、両面ポリ合板厚2.5mmとすること。 ・物入は室内側のみポリ合板とし、裏面はラワン合板とすること。 ・洗面・洗濯・脱衣室、トイレの木製フラッシュ戸には小窓（ガラス入り）を設けること。 ・木製フラッシュ戸のレールは埋込型レールとし、防音型の戸車とすること。 ・ユニバーサルデザインに配慮したレバーハンドルや引手、金物を付けること。 <p>※住宅用既製品については、その仕様による。</p>	
-----------	--	--

- (注) 1 内装材仕上げのための下地は、原則として木下地とすること。
- 2 内装仕上げは、すべてF☆☆☆☆とすること。
- 3 天井裏等は、F☆☆☆以上とすること。

薩摩川内市消防局借上型下甑分駐所職員待機宿舍整備基準チェックリスト（申請書添付用）

設計仕様等（建築）

			適否
基本 事項	階数・ 構造	・階数は、1 とすること。	
		・構造は、木造とすること。	
	間取り	・3DKまたは2LDKとすること。	
	ユニバー サルデザ イン	・段差を設けないこと。（玄関部分の段差を除く）	
	省エネ・ 断熱基準	・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）の等級3に適合すること。	
	住戸の 熱源等	・給湯は、ガスとすること。	
		・電力は、九州電力とすること。	
		・水道は、募集要領による。	
		・污水处理方式は、募集要領による。	
	敷地境界	・敷地の着工前測量を行い、ブロック積もしくは境界標、石標を設置すること。（永久的に動かないように設置すること）	
	雨水の 処理等	・敷地内の雨水は、公共雨水排水設備に接続すること。	
		・敷地は、雨水処理等に支障のない高さまで盛土等を行うこと。	
天井高	・居室の天井高は2.3m以上とすること。		
メンテナ ンスの向 上	・設備配管等の状況に応じた床点検口、天井点検口を設けること。		
その他	・工事完了から入居まで30日以上ある場合は、畳の搬入を入居直前に行うこと。		
共用 部分	駐車場	・各住戸1台分以上の駐車スペースを確保すること。	
		・駐車スペースは、砕石敷きその他ぬかるみとならない構造とすること。	
	安全施設	・適宜設けること。	
外構	・敷地内に側溝を設ける場合は、蓋付きとすること。		
	・敷地境界には、適宜フェンス等を設けること。		
専用 部分	玄関	・内法で有効幅1,200mm以上とすること。	
		・居室との間に扉を設ける場合は、内法で奥行き1,500mm以上とすること。	
		・住戸の錠はピッキングが困難な構造とすること。	
		・ドアスコープを設置すること。	
		・郵便ポストを設置すること。（玄関建具に組み込まれているものでも可）	
	居室	・LDKは、収納部を除き18.0㎡以上とすること。	
		・LDK以外の居室は、収納部を除き9.0㎡以上とすること。	
		・エアコンを設置する為の下地材及び配管用スリーブを設置すること。	
※1部屋は和室とすること。			

浴室	・他の室と兼ねないこと。	
	・ユニットバス1216型以上とすること。	
	・天井高は、2,100mm以上とすること。	
	・入口に段差を設けないこと。	
	・出入口は、緊急時に外部から開放できる構造とすること。	
洗面・洗濯・脱衣室	・他の室と兼ねないこと。	
	・洗面台は、高さ750mm程度とすること。	
	・洗面器部分は陶器製とし、幅600mmのキャビネット型とすること。	
	・広さは、2.0㎡以上とすること。	
台所	・流し台は、L=1,200mm以上、H=850mm、ステンレスシンクとすること。	
	・コンロ台は、L=600mm以上、H=750mm、天板・バックガードステンレス、換気フード付きとすること。	
	・吊り戸棚は、L=1,200mm以上、H=600mm以上とすること。	
	・流し台、コンロ台、吊り戸棚の表面仕上げはポリ合板とすること。(BL製品であるか否かは問わない)	
	・流し台から背面の壁までの内法の有効幅は、1,200mm以上とすること。	
トイレ	・他の室と兼ねないこと。	
	・出入口は、緊急時に外部から開放できる構造とすること。	
収納・物入	・住戸内の収納率は、居室の容積の9%以上とすること。	
手すり	・玄関及びトイレに手すりを設置すること。	
	・浴室の出入り、浴槽の出入り及び浴槽の立ち座りのための手すりを設置すること。	
	・手すりの径は35mm程度とすること。	
物置	・各戸2.5～3.0㎡の物置を設け、外部からの利用に配慮すること。	
テラス	・テラスを設置し、耐久性のある物干し金物を配置すること。	

設計仕様等（電気設備）

			適否
共通	ユニバーサルデザイン	・スイッチの高さはFL+芯1,000mmとし、ワイドタイプを採用すること。	
		・コンセントの高さはFL+芯400mmとすること。	
幹線設備	引込容量	・幹線は九州電力と協議のうえ、建物まで架空で引き込むこと。	
		・各住戸への配線は、電灯用单相三線式200/100Vとし、各住戸最大50Aまで対応できるものとする。	
電灯設備	屋内	・各居室は、引掛シーリングのみ設置すること。	
		・台所手元灯、玄関（内外）、浴室、トイレ、洗面・洗濯・脱衣室、洗面台上部灯及び廊下は、照明器具を設置すること。	
・照明器具の種別等は提案によることとするが、各室の照度は「JIS照度基準Z9110-1079」を参考にすること。			
	屋外	・敷地内の夜間保安用として外灯（ポーチ灯）を設置し、電源は各戸から供給すること。	
コンセント設備	設置箇所及び設置個数	・各居室に、コンセント2口用2カ所、エアコン用コンセント1カ所を設置すること。	
		・台所に、冷蔵庫・電子レンジ用2口1カ所、換気扇用1口1カ所（レンジフード内）、ガス漏れ警報機用1口1カ所、IH調理器用1口1カ所（200V）、予備用2口1カ所を設置すること。	
		・トイレに、コンセント1口1カ所を設置すること。	
		・洗面・洗濯・脱衣室に、洗面台裏部にコンセント1口1カ所、洗濯機・乾燥機用コンセント2口1カ所を設置すること。	
		・エアコン、冷蔵庫・電子レンジ用、トイレ、洗濯機・乾燥機用の電源は、接地付きとすること。	
		・污水处理方式が合併処理浄化槽の場合は、合併浄化槽を設置する付近の建物壁にブロー用コンセント（防水型）2口1カ所を設置すること。	
呼出設備		・玄関チャイムを設置すること。	
電話配管	引込配線	・引き込みは、建物まで架空で引き込むこと。	
		・電話用端子は、各住戸1カ所以上設置し、配線まで行うこと。	
		・予備配管（1本）を設けること。	
テレビ受信設備	配線	・引き込みは、募集要領による。	
		・配線は、各戸テレビユニット端子までとすること。	
		・BSは、予備配管のみとすること。	
	ユニット設置箇所	・居間、寝室に設置すること。	
防災無線設備	設置・配管	・受信機を居間に設置し、外部からのケーブル引込用の予備配線をした配管を設けること。 ・受信機を取り付ける部分に、コンセント1口1カ所を設けること。	
消防設備	住宅用火災警報器	・消防法及び関係法令に適合すること。	
		・火災警報器は100V電源使用の光電式スポット型感知器（連動型）とし、設置は寝室となり得る室に設置すること。	

設計仕様等（機械設備）

			適否
共通	ユニバーサルデザイン	・台所、洗面台の混合栓はシングルレバー方式とすること。	
		・浴室の混合栓はサーモ付き（シャワー兼用）とすること。	
衛生設備	トイレ	・洋風大便器（床下排水）、節水防露型ロータンク方式とすること。	
給水設備	屋外給水設備	・各戸に量水器を設置すること。	
	屋内給水設備	・台所、洗面台、洗濯機、浴室、トイレ及び外部水栓へ供給すること。	
排水設備	排水系統	・汚水と雑排水は屋内では別系統とすること。	
給湯設備	給湯箇所	・台所、洗面台、浴室（シャワー兼用）の3カ所とすること。	
	給湯器	・各戸にガス給湯器（壁掛け型）を設置すること。	
換気設備	住戸内の換気	・シックハウス対策については、トイレの換気扇を併用した第3種換気で計画すること。	
		・洗面・洗濯・脱衣室、浴室、台所に換気扇を設置すること。	
		・台所の換気は局所排気とすること。	
		・換気扇、給気口及び排気口等は、外部にステンレスフード（防虫網付）等を設けること。	

標準仕上等

	部 位	仕 上	適否	
外部	屋根	セメント瓦葺き (VP塗装)		
	外壁	防火サイディングの上複層仕上塗材、又は化粧防火サイディング		
	テラス	アルミ躯体にポリカ板貼		
	建具	・アルミサッシ (枠見込70mm以上)		
		耐風圧性	S-2	
		気密性	A-3	
		水密性	W-3	
		表面処理	外部 B-1	
			内部 C-1	
		・部位によっては強化ガラス等、または雨戸及び面格子を設けること。		
・金物は部位にあったものを使用すること。				
・網戸の防虫網は合成樹脂製とし、取付けのためのレールはアルミサッシ枠と一体として設けること。				
内部	玄関	床	下地コンクリート 磁器質100角タイル貼	
		壁	下地プラスターボード厚12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚9.5mm ビニールクロス貼	
	廊下・ホール	床	化粧単層フローリングボード厚15mm	
		壁	下地プラスターボード厚12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚9.5mm ビニールクロス貼	
	居間	床	化粧単層フローリングボード厚15mm	
		壁	下地プラスターボード厚12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚9.5mm ビニールクロス貼	
			カーテンレール (ダブル)	
	寝室(和室)	床	畳敷込み厚55mm	
		壁	下地プラスターボード厚12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚9.5mm ビニールクロス貼	
			カーテンレール (ダブル)	
	台所	床	化粧単層フローリングボード厚15mm	
		壁	流し台、コンロ台廻りについては、化粧不燃パネル又はタイル貼	
		天井	化粧プラスターボード厚9.5mm	
	トイレ	床	化粧単層フローリングボード厚15mm	
		壁	下地プラスターボード厚12.5mm ビニールクロス貼	
		天井	下地プラスターボード厚9.5mm ビニールクロス貼	
			タオル掛け、ペーパーホルダー	
浴室		ユニットバスの仕様による		
洗面・洗濯・脱衣室	床	化粧単層フローリングボード厚15mm		
	壁	下地プラスターボード厚12.5mm ビニールクロス貼		
	天井	下地プラスターボード厚12.5mm ビニールクロス貼		

物入	床	ラワン合板厚 12 mm	
	壁	ラワン合板厚 5.5 mm	
	天井	ラワン合板厚 3 mm	
		中段、枕棚	
建具	・木製フラッシュ戸（浴室ユニットバス引戸を除く）は建具見込厚 33 mm 以上、両面ポリ合板厚 2.5 mm とすること。		
	・物入は室内側のみポリ合板とし、裏面はラワン合板とすること。		
	・洗面・洗濯・脱衣室、トイレの木製フラッシュ戸には小窓（ガラス入り）を設けること。		
	・木製フラッシュ戸のレールは埋込型レールとし、防音型の戸車とすること。		
	・ユニバーサルデザインに配慮したレバーハンドルや引手、金物を付けること。		
	※住宅用既製品については、その仕様による。		
	・内装材仕上げのための下地は、原則として木下地とすること。		
	・内装仕上げは、すべて F☆☆☆☆ とすること。		
	・天井裏等は、F☆☆☆ 以上とすること。		